

Title	上博楚簡『競建内之』・『鮑叔牙与隰朋之諫』訳注
Author(s)	草野, 友子
Citation	中国研究集刊. 2006, 41, p. 161-199
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61174
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

上博楚簡『競建内之』・『鮑叔牙与隰朋之諫』 訳注

草野友子

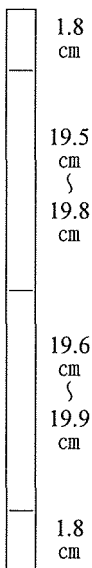
筆者は前稿（『上海博物館藏戰国楚竹書（五）』について—形制一覽と所収文献概要—、『中国研究集刊』露号（総四十号）、二〇〇六年六月）において、第五分冊所収の全文献について、その形制一覽と解題とを作成し、公表した。引き続き本稿では、その内の『競建内之』と『鮑叔牙与隰朋之諫』とを取り上げ、訳注を發表する。まず、兩篇の書誌情報を記しておく。

『競建内之』全十簡。完簡七簡、残簡三簡。簡長四十二・八cm〜四十三・三cm。編綫三道。右契口。簡端は平齊。篇題は、第一簡背面に「競建内之」とある。総字数三百四十七字（合文一）。各簡に書写されている字数は、三十二〜三十六字。

『鮑叔牙与隰朋之諫』全九簡。完簡七簡、残簡二簡。簡長四十・四cm〜四十三・二cm。編綫三道。右契口、第

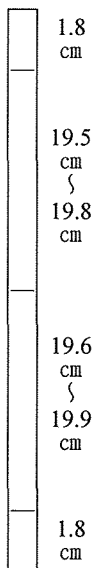
二簡のみ左契口。簡端は平齊。第九簡に篇題がある。第八簡に墨鉤があり、以下は留白になっているので、本文の終わりを示している。総字数三百四十字。

『競建内之』



簡長 42.8 cm ~ 43.3 cm

『鮑叔牙与隰朋之諫』



簡長 40.4 cm ~ 43.2 cm

ここからわかる通り、特に注目されるのは、『競建内之』・『鮑叔牙与隰朋之諫』の簡長・契口位置がほぼ一致しているということである。

さて、『競建内之』・『鮑叔牙与隰朋之諫』の积文担当者には陳佩芬であるが、その排列案については、すでに次のような異説も提示されている(記号・略号については、『凡例』参照)。

・陳佩芬案

〈競1〉+〈競2〉+〈競3〉+〈競4〉、〈競5〉
+〈競6〉、〈競7〉+〈競8〉+〈競9〉+〈競10〉
〈鮑1〉+〈鮑2〉…欠…〈鮑3〉+〈鮑4〉+〈鮑5〉+〈鮑6〉+〈鮑7〉+〈鮑8〉

・季旭昇案

欠、〈鮑9〉、〈鮑4〉+〈鮑5〉+〈鮑6〉+〈鮑7〉、〈鮑3〉、〈鮑1〉+〈鮑2〉、〈鮑8〉

・陳劍案

〈競1〉…欠…〈競5〉+〈競6〉+〈競2〉+〈競7〉+〈競4〉+〈競3〉+〈競8〉+〈競9〉+〈競10〉+〈鮑4〉+〈鮑5〉+〈鮑6〉+〈鮑7〉+〈鮑3〉+〈鮑1〉+〈鮑2〉+〈鮑8〉+〈鮑9〉

・林志鵬案

〈競1〉+〈競2〉+〈競7〉+〈競4〉+〈競8〉
+〈競9〉+〈競10〉…〈競5〉+〈競6〉+〈競3〉

このように、陳劍は両篇の竹簡形制がほぼ一致することを重視し、これらが元は一つの文献であったとする立場から、再排列案を提示している(季旭昇も後に陳劍案に従う)。林志鵬は、『鮑叔牙与隰朋之諫』についての見解を示していないが、『競建内之』に関する限り、その再排列案は、右のように陳劍の案を受け入れた上で、それをさらに微調整したもののように見受けられる。

筆者は、陳劍の再排列案をほぼ妥当と考え、ここでは、『競建内之』と『鮑叔牙与隰朋之諫』とを一文獻とする立場から訳注を施すこととした。なお、以下便宜上、全体を六節に分けて、それぞれ积文・訓読・和积・注釈を記載する。

〔凡例〕

・〔 〕内の算用数字は、竹簡番号を示す。(○1)等の○に当てはまる字は、篇題の頭文字より取る。

・「十」は文脈上、竹簡が完全に接続することを示す。「……」はおおよそ接続が認められるものの、欠簡が存在する可能性があることを示す。「」は接続しないことを示す。

・陳佩芬による釈読を「原釈文」と称す。

・「釈文」は、原釈文と異説とを参考にして、筆者が最終的に釈読したものを掲載している。

・「和釈」の（ ）は、その直前の語句や内容に関する補足説明等を行った箇所、「」は、筆者が文意を明らかにするために語句を補った箇所である。

・「注釈」では、筆者が重要と判断したもののみを掲載している。また、諸氏の説を注記する場合、その氏名のみを掲げる。論文・札記の題目・掲載日等については、本稿末尾の参考文献をご参照いただきたい。

《第一節》

【釈文】

……二睦^(疑1)。隰朋与鮑叔牙從。日既。公問二大夫、「日之食也、曷為。」鮑叔牙答曰、「星變。災曰為齊……」

……言曰多。鮑叔牙答曰、「害將來、将有兵、有憂於公身。」公曰、「然則可說与。」隰朋答曰、「公身為亡道^(疑6)、

不遷於善而說之、可乎哉。」公曰、「当在吾。不頼二三子」不諦怒、寡人至於使日食。」

【訓読】

……二睦。隰朋と鮑叔牙と從う。日既く。公二大夫に問う、「日の食するや、曷為れぞ。」と。鮑叔牙答えて曰く、「星變なり。災は齊の……を為すを曰う……」

……言曰多。鮑叔牙答えて曰く、「害將來に來たらんとし、將に兵有らんとし、公の身に憂い有らん。」と。公曰く、「然らば則ち說すべきか。」と。隰朋答えて曰く、「公身ら道を亡うを為し、善に遷らずして之に說せんとするは、可なるか。」と。公曰く、「当に吾に在るべし。二三子に頼らず、怒を諦せず、寡人日食せしむるに至る。」と。

【和釈】

……二睦。隰朋と鮑叔牙とは「桓公のそばに」つき従った。「日食によつて」日は尽きた（皆既日食の状態になった）。桓公は二大夫に問うた、「日食が起つたのは、なぜか。」と。鮑叔牙は答えて言った、「星變（天体の異常）であります。災いは齊の国の……であります。……」

……言曰多。鮑叔牙は答えて言った、「害はまさに降さ

れようとしており、まさに兵乱が起ころうとしており、公の身に憂いがあるのでしよう。」と。桓公は言った、「そうであれば「説」「の祭祀」をすべきであらうか。」と。隰朋は答えて言った、「公は自ら道を失っており（無道であり）、善に改めようとししないで「日食の対策として」「説」「の祭祀」を行おうとしておられることは、良いことでしょうか（祭祀よりもまずは公ご自身が善に改めるべきです）。」と。桓公は言った、「（日食の原因は）まさに私にある。（お前達）二三子に頼らず、「民に対する」恕（慈しみ）を明らかにしなかつたため、寡人（私）が日食をもたらすに至つたのだ。」と。

【注釈】

（一）二睦……原釈文では、「王莖」として、「王」は周の第十五代王である桓王子、「莖」は「逐」として、「王莖」とは王には災禍が降ろうとしていることへの緊迫感がある様子を示すとする。

一方、陳偉は、「王」ではなく「二」とし（僅かに一番下の一画が残っているため）、「莖」を「睦」（親しいの意）とする。以下の簡文に「王」は登場せず、あくまで齊の桓公・鮑叔牙・隰朋による問答が展開されているため、ここでは陳偉説に従う。ただし、竹簡の上端が欠損

しており、その詳細は不明である。

（二）隰朋与鮑叔牙……隰朋は、春秋、齊の人。齊の公族で、大夫となつた。管仲と共に桓公の覇業を助けた。管仲は病床時、隰朋の人となりをほめ、自分に代わる者として桓公に薦めたが、管仲が死亡した年に隰朋も死亡した。諡は成子。

鮑叔牙は、春秋、齊の大夫で桓公に仕えた。管仲の親友であり、管仲を齊の桓公に薦めた。「管鮑の交わり」の故事で有名な人物である。

伝世文献の中で、隰朋・鮑叔牙に関する代表的なものは次の通りである。

・管仲夷吾者、穎上人也。少時常与鮑叔牙游、鮑叔知其賢。管仲貧困、常欺鮑叔、鮑叔終善遇之、不以為言。已而鮑叔事齊公子小白、管仲事公子糾。及小白立為桓公、公子糾死、管仲囚焉。鮑叔遂進管仲。管仲既用、任政於齊、齊桓公以霸、九合諸侯、一匡天下、管仲之謀也。管仲曰、吾始困時、嘗与鮑叔賈、分財利多自与、鮑叔不以我為貪、知我貧也。吾嘗為鮑叔謀事而更窮困、鮑叔不以我為愚、知時有利不利也。吾嘗三仕三見逐於君、鮑叔不以我為不肖、知我不遭時也。吾嘗三戰三走、鮑

叔不以我怯、知我有老母也。公子糾敗、召忽死之、吾幽囚受辱、鮑叔不以我為無恥、知我不羞小節而恥功名不顯于天下也。生我者父母、知我者鮑子也。鮑叔既進管仲、以身下之。子孫世祿於齊、有封邑者十余世、常為名大夫。天下不多管仲之賢而多鮑叔能知人也。〔史記〕管晏列伝

四十一年、秦穆公虜晉惠公、復歸之。是歲、管仲・隰朋皆卒。〔史記〕齊太公世家

管仲寢疾、桓公往問之曰、仲父之疾甚矣。若不可諱也、不幸而不起此疾、彼政我將安移之。管仲未對。桓公曰、鮑叔之為人何如。管仲對曰、鮑叔君子也、千乘之國、不以其道予之、不受也。雖然、不可以為政、其為人也、好善而惡惡已甚、見一惡終身不忘。桓公曰、然則孰可。管仲對曰、隰朋可。朋之為人、好上讖而下問。臣聞之、以德予人者、謂之仁。以財予人者、謂之良。以善勝人者、未有能服人者也。以善養人者、未有不服人者也。於國有所不知政、於家有所不知事、必則朋乎。且朋之為人也、居其家忘公門、居公門不忘其家、事君不二其心、亦不忘其身。舉齊國之幣、振路家五十室、其人不知也。大仁也哉、其朋乎。〔管子〕戒

(3) 從……原釈文では、つき従う、隨行するの意とする(汝無面従、退有後言。〔書〕益稷)、「從、隨從也。」(偽孔伝)。これに従う。

(4) 日既……原釈文では、「既而曰、若此乎。古之道、不即人心。」〔春秋公羊伝〕宣公元年伝)、「既、事畢。」

(何休注)を挙げ、日食が終わったの意としている。

一方、季旭昇は、日が尽きたことを「既」とする。また魯家亮も、「既」を尽の意と解し、古代において皆既食の天文現象を示すとする(秋七月壬辰朔、日有食之、既。〔春秋〕桓公三年経)、「既、尽也。日全食也。」(楊伯峻『春秋左伝注』)。筆者はこれに従って、日食によって日が尽きる、すなわち皆既日食の状態になることであるとし、下文で二大夫が説く「日之食」の中の一つの状況を指すと解釈する。

(5) 公問二大夫……「公」は、春秋、齊の桓公。名は小白、諡は桓。兄の襄公が無道であったため、莒に出走し、襄公が殺された後、國に帰って即位した。鮑叔牙を宰に任命し、鮑叔牙の薦めによって管仲を相とした。國力を富強し、周室を尊び、夷狄を攘い、諸侯を糾合し、天下を一匡し、春秋五霸の首となった。しかし、管仲の

死後、豎刁・易牙らを起用し、政事を怠った。桓公の死後、諸公子は争い、覇業は衰えていった。在位四十三年（『史記』齊太公世家）。

原文は、「二夫ニ」となっている。「夫ニ」は、「大夫」の合文であり、「二大夫」と釈読する。ここでの「二大夫」とは、隰朋・鮑叔牙の二人を指す。

(6) 答曰星変災(子) 曰為齊……原釈文は、「鮑叔牙答曰、「星変。」子曰、「為齊(兵)。」とする。一般に、水旱凶荒、日食星変、山崩地震などの災禍は皆、天が人君を戒めるために起こしていると考えられていた。

・見伏有時所過行贏縮有度、日變修徳、月變省刑、星變結和。凡天變、過度乃占。国君強大、有徳者昌。弱小、飾詐者亡。大上修徳、其次修政、其次修救、其次修禳、正下無之。夫常星之變希見、而三光之占亟用。日月暈適雲風、此天之客氣、其發見亦有大運。(『史記』天官書)

徐広曰、「適者、災篇咎徴也。」李斐曰、「適、見災于天。劉向以為日月蝕及星逆行、非太平之常。自周衰以來、人事多乱、故天文応之遂變耳。」駟案、孟康曰、「暈、日旁氣也。適、日之将食、先有黒氣之變。(裴駟『史記集解』)

陳劍は、「星弁子曰、為齊……」とするが、「星弁子」については未詳とする。

陳偉は、「星変」とは星辰の異常現象を指し、一般的には日食を含まないとする。星変と日食との関係については二通りが考えられる。①星は天体すべてを指し、日食もその中に含まれる(是故聖王日食則修徳、月食則修刑、彗星見則修和、風与日争明則修生、此四者聖王所以免於天地之誅也。)(『管子』四時)。②日食と同時に星変が発生していた(日之将蝕、則門第二星変色、微赤不明、七日而蝕。)(『後漢書』五行志引『春秋緯』)。また、陳偉は「子」は「災」であり、「災曰為齊」で鮑叔牙の言が終わるか、もしくはある種の星占書を引用している可能性があることを指摘する。

劉信芳は、「星変」とは日食の原因と解釈すべきだとする。「子曰」とは「茲曰・此曰」の可能性があるとする。「子」と釈読すると、「子」が何を指すのか明確に分からない。ここでは、陳偉の解釈に従い、「子」を「災」と釈読した。

(7) 齊「兵」……原釈文では、(競1)から(競2)に接続するとし、(競2)冒頭の「与」を「兵」とする。「齊兵」すなわち齊国に兵乱が起ころうとしている状態を指

すとす。それに対して、陳劍は、(競6)から(競2)に接続するとみなが、文章は連続しない。おそらく(競6)と(競2)との間に欠簡があると見られる。

(8) 言曰多……未詳。

(9) 害将来、将有兵、有憂於公身……原积文では、「曷」は「害」の仮借とする(「武王載旃 有虔秉鉞 如火烈烈 則莫我敢曷」(『詩』商頌・長發)、「曷、害也」(毛伝)、「曷、仮借為害」(『説文通訓定声』)。「曷将来」は、禍害があたりからこちらに至ろうとしている状態、「将有兵」は、兵乱が起ころうとしている状態を指すとす。一方、季旭昇は「曷」とは隸定できず、「害」であるとする。陳劍・許无咎・何有祖も「害」としており、これに従った。

(10) 説……原积文では、「敝」を「奪」とする(「敝、疆取也。周書曰、敝攘矯虔」(『説文解字』)、「此是奪敝正字、後人仮奪為敝、奪行而敝廢」(段玉裁注))。

一方、陳劍・許无咎は「敝」を「説」とする。『周礼』に見える「説」とは、祭祀の名。攻説の祭で、六祈の一つ。辞をもって不祥を責め祓う祭である(「掌六祈、以同

鬼神示。一曰類。二曰造。三曰禴。四曰祭。五曰攻。六曰説」(『周礼』春官・大祝)、「鄭司農云、類造禴祭攻説皆祭名也。……攻説則以辞責之、祭如日食以朱絲繫社。攻如其鳴鼓然。董仲舒救日食祝曰、炤炤大明灑滅無光。奈何以陰侵陽、以卑侵尊。是之謂説也」(鄭玄注)。この解釈に従う。なお、上博楚簡(二)『魯邦大旱』にも「敝」すなわち「説」の祭祀の記述がある(「孔子曰、庶民知説之事視也、不知刑与徳」(『魯邦大旱』第二簡))。

(11) 不遷於善……原积文では、「逵」を「踐」の異文とする(「踐、履也」(『説文解字』)、「子張問善人之道。子曰不踐迹。亦不入於室」(『論語』先進)、「孔曰、踐、循也」(何晏集解))。「不踐於善」とは、善に践みしたがわかない、善に踏襲しないことを指すとす。

一方、陳劍は、「逵」を「遷」とする。馬王堆帛書『式法』に用例が見られる(「仕者、□逵(遷)」)。ここでは、陳劍説に従って「遷」とし、「不遷於善」とは、善に移らない(移行しない)の意とする。

(12) 可乎哉……原积文では、「可虐於」とし、「於」の字は比較的小さく筆写されているため、おそらく書写後、書き足されたものであろうとする。何有祖は、「於」を衍

文(あるいは他に意味があるか)とする。陳劍は、「於」を「才」とし、「哉」と読み替えて、「可乎哉」としている。ここでは、陳劍説に従う。

(13) 当在吾。不頼二三子、不諦怒、寡人至於使日食……原釈文では、「尚」を「当」、「才」を「在」、「虚」を「吾」とする(「虚」を「吾」とする例は、上博楚簡(三)『中弓』同(四)『采風曲目』同(四)『曹沫之陳』等に見られる)。また、「瀦」を「漫」とし、放縱する、ほしいままにするの意とする。「諦」は、「恚」(民に対する)明らかにするの意。また、「恚」を「怒」(民に対する)いづくしみ)とする(「怒、仁也。」「説文解字」)。「忠恕違道不遠。施諸己而不願、亦勿施於人。」「(『礼記』中庸)、「怒、付也、付度其義於人。」「(孔穎達疏)。「許无咎は、「甚哉。吾不頼二三子、不諦怒寡人」とし、「瀦」と「頼」とは通仮するとする。また、「諦恚」を「諦怒」とし、譴責・責備の意とする。

季旭昇は、「瀦」を「瀦」とし、「頼」と釈読する。「頼」とは、たよる、たよりにするの意。二三子に頼らず、二三子の言を聞かないことを指すとす。

陳劍は、「当在吾、不頼二三子、不諦焉、寡人至於使日食。」とする。林志鵬も陳劍説に従うが、「不諦焉」は、

上文に連続するとする(「当在吾、不頼二三子不諦焉、寡人至於使日食。」)。

何有祖は、「甚哉。吾不頼二三子」とする。陳偉も「甚哉、吾不頼」という感嘆の句であるとす。「不頼」すなわち「無頼」とは、才能の欠乏を指す。また、「諦怒」を「責怒」すなわち厳しく責めるの意とする。この箇所は、二三子が桓公のことを厳しく責めなかったことについて桓公が話しているとす。「二三子」の後に「」(墨釘)があるが、他の箇所には標号は見られないため、断読は一定していないとする(「甚哉、吾不頼。二三子不責怒寡人、至於使日食。」)。

ここでは、おおむね原釈文に従うが、「瀦」を「漫」とは解釈せず、許无咎・季旭昇・陳劍に従って「頼」と釈読する。「当在吾。不頼二三子、不諦怒」とは、「日食の原因は」まさに私にある。二三子に頼らず(民に対する)怒(慈しみ)を明らかにしなかったため、寡人(桓公)が日食をもたらせるに至ったのだ。」と解釈する。

(14) 寡人……諸侯が自分を謙遜して言う言葉。寡徳の人の意(「諸侯見天子曰臣某侯某、其与民言、自称曰寡人。」「(『礼記』曲礼下)、「寡人者、言己是寡徳之人。」「(孔穎達疏)。

《第二節》

【釈文】

鮑叔牙（疑）と隰朋曰、「群臣之罪也。昔高宗祭、有雉雒於彝前。召祖己而問焉曰、「是何也。」祖己答曰、

昔先君格王（疑）、天不見害、地不生孽、則祈諸鬼神曰、

「天地明棄我矣。」近臣不諫、遠者不謗、則修諸鄉里（疑）。今此、祭之得福者也。請、量之以差給、既祭之後焉、

修先王之法。

高宗命傅說量之以祭（疑）。既祭焉、命行先王之法。堯故度、

行古作。廢作者死、弗行者死。不出三年、遠人之陪者七

百邦（疑）。此能從善而去禍者。」

公曰、「吾不知其為不善也。今内之不得百姓、外之為諸侯笑。寡人之不肖也（疑）、豈不二子之憂也哉。」

【訓読】

鮑叔牙と隰朋と曰く、「群臣の罪なり。昔高宗祭して、雉彝の前に雒なく有り。祖己を召して焉に問いて曰く、「是れ何ぞや。」と。祖己答えて曰く、

昔先君王たるに格り、天害を見さず、地孽げつを生ぜずんば、則ち諸を鬼神に祈りて曰く、「天地明らかに我を棄てんや。」と。近臣諫めず、遠者謗らざん

ば、則ち諸を郷里に修む。今此れ、祭の福を得る者なり。請う、之を量りて以て給を差とし、既に祭るの後、先王の法を修めんことを。

と。高宗傳説に命じて之を量りて以て祭らしむ。既に祭りて、命じて先王の法を行わしむ。故度を発し、古作を行。作を廢する者は死し、行わざる者は死す。三年を出ずして、遠人の陪したがう者七百邦。此れ能く善に従いて禍を去る者なり。」と。

公曰く、「吾れ其の不善を為すを知らざるなり。今内にしては之れ百姓を得ず、外にしては之れ諸侯の笑いと為る。寡人の不肖なるや、豈に二子の憂いならざらんや。」と。

【和釈】

鮑叔牙と隰朋とは言つた、「(いいえ、我ら)群臣の罪です。昔高宗が〔成湯を祭つた翌日の〕祭祀を行いましたたが、〔その時〕雉が彝〔祭器〕の前で鳴くという〔不吉な〕ことがありました。〔高宗は〕祖己を召して尋ねて言いました、「これはどうしたことか。」と。祖己は答えて言いました、

昔先君が王となるに至り、天は害をあらわさず、地は孽を生じなかつたので、そこで鬼神に祈つて言

ました、「天地は明らかに我を見捨てようとしている（どうか見捨てないで下さい）」と。近臣は諫めず、遠くの者は誇らなかつたので、そこでこれ（正しい政治）を郷里（国）にお修めになりました。今これは、祭が福を得るということであります。「ですから、私は王に」請います、これ（犠牲）を「正しく」量つて（犠牲などの）供え物を等級づけし（適量にし）、既に祭祀が終わつた後には、先王の法をお修めになりますように。

と。高宗は傳説に命じてこれ（犠牲などの供物）を量つてそうして祭祀を行わせました。既に祭祀を行い、命じて先王の法を行わせました。故度（旧法）を行い、古作（旧法）を行いました。旧法を廃止する者は死に、「旧法を」行わない者は死にました。三年も経たないうちに、遠方の人々で（高宗（殷王朝）に）従う者は七百邦（にも及びました）。これは善に従つて禍を取り去つたものであります。」と。

〔桓〕公は言つた、「私はそのような不善を行ったということを知らなかつた（自覚がなかつた）。今〔国〕内では百姓（官吏・人民）（の支持）を得られず、〔国〕外では諸侯が笑うところとなっている。寡人（私）が不肖であることで、どうして〔お前達〕二子（鮑叔牙・隰朋）

の憂いとならないことがあろうか（憂いとなる）」と。

【注釈】

（1）昔高宗祭、有雉雉於彝前：高宗と祖己については、伝世文献に数々の記述がある。

高宗は、殷の武丁。中興の賢君。即位後、殷復興のために賢人を求め、傳説を得る。

祖己は、『史記』によると、高宗の賢臣。

・帝武丁祭成湯、明日、有飛雉登鼎耳而响（响、雉鳴也。〔史記正義〕）、武丁懼。祖己曰、王勿憂、先修政事。祖己乃訓王曰、唯天監下典厥義、降年有永有不永、非天夭民、中絶其命。民有不若德、不聽罪、天既附命正厥德、乃曰其奈何。嗚呼。王嗣敬民、罔非天繼、常祀毋礼于棄道。（孔安國曰、王者主民、当敬民事。民事無非天所嗣常也。祭祀有常、不當特豊於近也。〔史記集解〕、祭祀有常、無為豊殺之礼於是以棄常道。〔史記索隱〕）武丁修政行德、天下咸驩、殷道復興。（〔史記〕股本紀）
・高宗彤日。（祭之明日又祭。殷曰彤、周日繹。）高宗彤日、越有雉雉。（於彤日有雉異。）祖己曰、惟先格王、正厥事。（言至道之王遭變異、正其事而異自消。）乃訓于王。曰、惟天監下民、典厥義。（祖

已既言、遂以道訓諫王、言天視下民、以義為常。）

降年有永有不永非天夭民民中絶命、民有不若德不聽罪天既孚命正厥德。乃曰其如台、(祖己恐王未受其言故乃復曰天道其如其所言) 嗚呼、王司敬民、罔非天胤典祀無豐于昵。(胤、嗣。昵、近也。歎以感王入其言。王者主民、當敬民事。民事無非天所嗣常也。祭祀有常、不当特豐於近廟、欲王因異服罪改修之。)(『書』高宗彤日)* () 内は偽孔伝

・武丁祭成湯、有雉飛昇鼎耳而雒。武丁問諸祖己。

祖己曰、雉者野鳥也。不当昇鼎。今昇鼎者、欲為用也。無則遠方将有来朝者乎。故武丁内反諸己、

以思先王之道。三年編髮重詠来朝者六国。孔子曰、吾于高宗彤日、見德之有報之疾也。(『尚書大伝』

高宗彤日)

ここでは、雉が鼎に止まって鳴いたという不吉な前兆について、高宗が祖己に意見を求め、それに祖己が答えるという形式である。

原釈文では「僂」を待考とする。一方、季旭昇は、「僂」として、おそらく「示」・「祗」であろうとする。陳劍は、「僂」を「彝」と釈読する。陳劍説に従う。本篇では「彝」、伝世文献では「鼎」となっているが、いずれも祭器であ

ることは共通する。

(2) 召祖己而問焉曰、「是何也。」……原釈文では、「讓祖己而問安曰、是何也」としているが、説明はない。これに対して魯家亮は、「安」では「祖己に國家を安定させることを教え請う」の意味になってしまい、實際高宗が尋ねたいことは、「なぜ雉が鳴くという現象が起きたのか」であるから、「安」は適當ではなく、「焉」にするべきであるとす。陳劍もそれに従い、さらに「讓」を「召」と釈読する。また、季旭昇は「焉」を「之」と釈読している。ここでは、陳劍説に従った。

(3) 昔先君格王……原釈文では、「客王」とするが、説明はない。原釈文は、接続を〈競2〉↓〈競3〉と考え、「……昔先君〔祭、既祭焉、命行先王之法〕」とし、先君が祖先の祭祀を行うの意とする。一方、陳劍は「格王」と釈読し、また〈競2〉↓〈競7〉の接続の根拠として、『書』高宗彤日「惟先格王、正厥事」を挙げる。ただし、『書』の「格王」では、「王〓祖己が諫めた当時の王(高宗)」とする説が多数で、〈競7〉の「王〓当時(高宗)以前の先王」であるのとは異なるとする。〈競2〉↓〈競7〉の「……昔先君〔格王、天不見害、地不生孽〕」以下

は、先君が王であった際のことを述べているため、「格」を「至」とし、「格王（王となるに至る）」の意とするのが妥当であろう。

(4) 天不見害、地不生孽、則祈諸鬼神曰、天地明棄我矣……「害」は、わざわざの意（害、傷也。）（『説文解字』、「害、所得而惡也。」（『墨子』經說上。））。「孽」も、わざわざの意（国家將亡、必有妖孽。）（『礼記』中庸）、「妖孽謂凶惡之萌兆也。」（孔穎達疏）。『春秋繁露』にほぼ一致する記述がある。

春秋之法、上、變古易常、応是而有災異者、謂幸國。孔子曰、天之所幸有為不善而屢極。楚莊王曰、以天不見災、地不見孽、則禱之於山川曰、天其將亡予耶。不説吾過、極吾罪也。以此觀之、天災之応過而至也。異之顯明可畏也。此乃天之所欲救也。春秋之所独幸也。莊王所以禱而請也。聖王賢君尚樂受忠臣之諫、而況受天譴也。（『春秋繁露』必仁且智）

原釈文は、「天不見禹、地不生龍、則訴諸鬼神曰、「天地明棄我矣。」とし、『春秋繁露』必仁且智篇に似るとの指摘をするのみで、「禹」「龍」という釈読を導いた過程についての説明はない。

一方、季旭昇は、「天不見害、地不生孽、則祈諸鬼神曰、「天地明棄我矣。」とし、『春秋繁露』を有力な資料とする点は原釈文と同じであるが、「禹」「龍」・「訴」に対しては、字形から再検討を行う。「祈」は「禱」と同義であるとす。陳劍もこれに従う。ただし、「祈」を「訓」と釈読する。ここでは、王から鬼神への行為としては「祈」のほうが適切と判断し、季旭昇説に従った。

(5) 近臣不諫、遠者不諂……原釈文では、「從臣不諫、遠者不方」とし、「從臣」を「侍從之臣」とする（「從臣思迹。」（『史記』秦始皇本紀）。「諫」は、正の意。「不方」とは、不正のこと（「不方之政、不可以為國。」（『管子』侈靡））。

一方、何有祖は、下文の「遠」との対応から、「從臣」を「近臣」としている。季旭昇は、「從臣不諫、遠者不諂。」とし、「諫」は「諫」とも読めるが、語調は「諫」のほうが強いとする。陳劍は、何有祖に従って「近臣」と、季旭昇に従って「諫」とし、「近臣不諫、遠者不諂」とする。

「從臣」・「近臣」は共に側近の臣下という意味であるが、「遠」との対応を重視し、何有祖説に従う。ここは、臣下が君主に対して諫言している箇所であるから、原釈文の「正」・「方」とする説ではなく、季旭昇の「諫」・「諫」

とする説に従った。

(6) 則修諸鄉里……原釈文では、接続を(競7)↓(競8)とし、「則修諸鄉(邦、此能從善而去禍者。)」とする。「修」は、治めるの意(「修、治也。」「広雅」釈詁)。「郷は、国の意(「不死之郷」「呂氏春秋」求人)、「郷亦国也。」(高誘注)。

一方、陳劍は、接続を(競7)↓(競4)とし、「則修諸鄉(里。今此祭之得福者也。)」とする。「郷邦」・「郷里」共に可能な解釈であるが、ここでは陳劍の排列に従って「郷里」とする。

(7) 今此、祭之得福者也……高宗が先君を祭祀して福を受けること。『詩』に用例が見られる。

早麓、受祖也。周之先祖、世脩后稷公劉之業、大王王季、申以百福于麓焉。(『詩』大雅・早麓・詩序)

豈弟君子、神所勞矣。(『詩』大雅・早麓)

箋云、勞、勞來。猶言佑助。(鄭箋)

正義曰、上言祭以助福。此言得福之事。……此君子所以得福者。王以為神所勞來、去其患害矣。

既無患害、故多獲福。(孔穎達疏)

(8) 請、量之以差給……犠牲などの供物を等級づけて適量にするように祖己が高宗に進言したとの文脈で取る。『書』高宗彤日に、次のようにある。

嗚呼。王司敬民、罔非天胤、典祀無豊于昵。(『書』高宗彤日)

昵、近也。歎以感王入其言。王者主民、当敬民事。民事無非天所嗣常也。祭祀有常、不当特豊於近廟。欲王因異服罪改修之。(偽孔伝)

昵、近也。……馬云、昵、考也。謂禰廟也。(『経典釈文』)

是王者主民也。既与民為主、当敬慎民事。民事無大小、無非天所嗣常也。言天意欲令継嗣行之、所以為常道也。祭祀有常、謂犠牲黍盛尊彝俎豆之數礼有常法。不当特豊於近廟、謂犠牲礼物多也。祖己知高宗豊於近廟、欲王因此雖雉之異、服罪改修以從礼耳、其異不必由豊近而致之也。王肅亦云、高宗豊於禰、故有雉雉昇遠祖成湯廟鼎之異。(孔穎達疏)。

以上は、近廟を祭る礼に問題があることを述べている。原釈文では、「周量之以浸汲」とし、「周量之」下に「量之」とあることから、人名とする。「浸」は河の名。「汲」

は汲々として休まない様子。「淺汲」とは、汲々と休まず流れる淺川のほとりとする。しかし、それでは文脈が飛躍しすぎる。

何有祖は、「周量之以衰汲」とし、「衰」は字形から判断するのみ。陳劍は、「請量之以噬汲(?)」とし、「請」・「噬」・「汲」は、字形から判断している。「噬」・「汲」については、釈読を行わない。また、「量」は下の「量之」と同じであり、九店楚簡に見える「量饋」の意味で取るとするが、詳細な説明はない。楊沢生は、「衰」を「差」、「簪」を「給」と釈読し、「衰給」とは、祭祀の際の供物を等差づける、つまり適量にするという意であると解釈している。さらに、林志鵬は、「請饗之以疏趾」とし、「疏趾」とは、犠牲の美称とする。文意は通るが、『書』の記述とはつながらぬ。

「周」とする原釈文の説には無理があり、「請」とする陳劍説が妥当である。祭祀に供える犠牲の量を問題とする文脈ならば、原釈文・陳劍説では意味が通らない。よって、ここでは何有祖説のように「衰」を「へらす、そぐ」、「汲」を「取る」と解釈するか、あるいは楊沢生説のように「差給」として供え物を等差づける(適量とする)の意で解釈するのが妥当であると考えられる。ここでは、楊沢生説に従った。

(9) 高宗命傅説量之以祭……傅説とは、殷の高宗の宰相。高宗が夢を見て、土木工事の人夫の中から見出したとされる人物。

帝武丁即位、思復興殷、而未得其佐。三年不言、政事決定於冢宰、以觀國風。武丁夜夢得聖人、名曰説。以夢所見視群臣百吏、皆非也。於是迺使百工嘗求之野、得説於傅險中。是時説為胥靡、築於傅險。見於武丁、武丁曰是也。得而与之語、果聖人、拳以為相、殷國大治。故遂以傅險姓之、号曰傅説。〔『史記』殷本紀〕

(10) 発故度、行古作。廢作者死、弗行者死……原釈文は、「簋」を「盧」とし、虎が猛く柔順ではないの意とする(「盧、虎不柔不信也。」〔『説文解字』〕、「剛暴矯詐。」(段玉裁注))。

陳劍は「簋」とするも、説明はない。許无咎は「筮」とするも、説明はない。

林志鵬は「古」を「故」、「簋」を「度」とし、「故度」・「故作」はいずれも旧法の意として、「故度を発し、故作を行い、故度を廢する者は死に、故作を行わざる者は死す。」との文脈であると解説する。これに従う。

(11) 不出三年……三年も経たないうちに、の意(五行変至、当救之以徳、施之天下、則咎除。不救以徳、不出三年、天当雨石。木有変。)『春秋繁露』五行変救)。『尚書大伝』高宗彤日に、「三年編髮重訳来朝者六国」とある。

(12) 遠人之陪者七百邦……原釈文では、「鬪人之背者七百里」とし、「鬪」は地名、「怀」は「背」、「七百里」は魯国の封域と解釈する。

一方、陳劍は、「狄人之服者七百邦」とする。「狄」については解説がない。「怀」は楚簡で「倍」・「背」と解釈されるとしながらも、文意によつて「服」であるととする。また、陳偉は、「狄」は北方の異民族であるが、七百邦という多さは聞いたことがないため、字形から「逖」とし、「遠人」と釈読する(「逖、遠也。』『説文解字』)。これらの説を考慮し、また文脈から考えて、「遠人之服者七百邦」として「遠方の人々で高宗(殷王朝)に服従する者は七百邦にも及んだ」と解釈することが妥当であろう。ただし、筆者は一案として、「怀」を「倍」とし、「倍」は「陪」と音通することから、「陪」(したがう)と釈読できる可能性を指摘したい。よつて、ここでは「遠人之陪者七百邦」すなわち「遠方の人々で高宗(殷王朝)

に従う者は七百邦にも及んだ」と解釈する。

(13) 今内之不得百姓、外之為諸侯笑……原釈文は、「外之為諸侯笑」とし、「笑」を嘲笑の意とする。陳劍、許无咎もこれに従う。さらに許无咎は、『説苑』との関連性を指摘する。

管仲有疾。桓公往問之曰、仲父若棄寡人豎刁可使從政乎。対曰、不可。豎刁自刑以求入君。其身之忍將何有於君。公曰、然則易牙可乎。対曰、易牙解其子忍將何有於君。若用之必為諸侯笑。及桓公歿豎刁易牙乃作難。桓公死六十日、虫出於戸而不収。『説苑』權謀)

これらの解釈に従つて、「笑」と釈読した。

(14) 寡人之不肖也、豈不三子之憂也哉……原釈文では、「剝」とし、絶えて滅びるの意とする。季旭昇は、「剝」は「燥」であり、憂えるの意とする(「燥、愁不安也。』『説文解字』)。

陳劍は、郭店楚簡『唐虞之道』に「治之至、養不臬(肖)、乱之至、滅賢」とあるように、「臬」を「肖」と解釈する例が見られることから、「不臬」を「不肖」とする。文脈上も妥当であるため、陳劍説に従った。

《第三節》

【積文】

隰朋と鮑叔牙皆拜、起而言曰、「公身為亡道、進華侗子、以馳於倪廷¹⁰。驅逐敗弋、無期度。或以豎刁与易牙為相。二人也朋党。群獸摟朋、取与厭公、告而睽之¹⁴。不以邦家為事、縱公之所欲。鞭民虐桀、敦堪背願、疲弊齊邦、日盛于縱、弗顧前後。百姓皆怨憎、奄然將喪、公弗詰。親臣雖欲諫、又不得見、公沽弗察。人之生三、食色息。今豎刁匹夫、而欲知万乘之邦、而貴尹。其為災也深矣。易牙人之与煮而食人。其為不仁厚矣。公弗圖、必害公身。」

【訓詁】

隰朋と鮑叔牙と皆拜し、起ちて言いて曰く、「公身ら道を亡う¹⁰を為し、華侗子に進まんとして、以て倪廷に馳す。驅逐して敗弋すること、期度無し。或いは豎刁と易牙とを以て相と為さんとす。二人や朋党なり。群獸朋を摟¹⁴き、取与して公に厭¹⁴り、告げて之に睽¹⁴く。邦家を以て事と為さず、公の欲する所を縱にす。民を鞭¹⁴ち虐もて樂とし、堪¹⁴を敦¹⁴らせ願いに背き、齊邦を疲弊せしめ、日に縱にするを盛んにし、前後を顧みず。百姓皆怨憎し、奄然として將に喪びんとするも、公詰むる弗し。親臣諫め

んと欲すると雖も、又た見ゆるを得ず、公^{おろそ}かにして察せず。人の生は三、食色息なり。今豎刁匹夫にして、万乗の邦を知らんと欲して、貴尹となる。其の災を為すや深し。易牙人に之れ与して煮て人を食らわしむ。其の不仁を為すこと厚し。公圖らずんば、必ず公の身を害さん。」と。

【和訳】

隰朋と鮑叔牙とは皆拜し、立ち上がつて言つた、「公は自ら道を失つております（無道であります）。華侗子（美女）のところへ進もうとして、倪廷（小邾の朝廷）に（向かつて車馬を）走らせています。（また、人を）追い払つて狩獵を行うことに、限度がありません。また、豎刁と易牙とを相としようとしています。（豎刁・易牙の）二人は朋党であります。群獸のように朋を引き連れ、取与（取捨選択の判断）を公に迫つて、「一方向的に」告げて背きます。（豎刁や易牙は）邦家のことを考へて事を行なっているのではなく、公が欲していることを好き勝手にしています。（彼らは）民を鞭打ち暴虐を樂しみとし、天（の意志）を無視してその願いに背き、齊の國を疲弊させ、日増しに好き勝手することを盛んに行い、前後を顧みませぬ。百姓は皆怨み憎み、息絶え絶えに滅びようとしてお

りますが、公は「そうした問題を」収拾しませんでした（氣にかけませんでした）。側近の臣下がお諫めしようとしましたが、また「公に」謁見することができず（臣下の諫めを聞かず）、公は「そうした状況を」いいかげんにされ「状況の深刻さを」察してくださいませんでした。人の生きていく上で「深く関わるもの」は三つ、食・色・息（子孫を増やすこと）です。今 賢刀は匹夫でありながら、万乗の邦（大国）を掌握しようとし、貴尹（宦官）となりました。その災を為すことが深刻なのです。易牙は人と徒党を組んで「しかも」人間を食べさせました。その不仁を為すことが甚だしいのです。公が「あの二人に対して」対策をお立てにならないければ、必ずや公の身を害することになるでしょう。」と。

【注釈】

（一）進華侂子、以馳於倪廷……原釈文は、「芋」を「華」と釈読する（上博楚簡（一）『孔子詩論』、同（四）『逸詩』に用例あり）。「進華」とは、自分から進んで物事を求める心があり、かつ才能の華やかさがあることとする。「侂子」は「明子」すなわち「明天子」であり、明德聖君を指すとする（「古者有明天子、則紀侯必誅。」（『春秋公羊伝』莊公四年伝）。「馳」は、車馬を走らせること

（「大駟也、从馬、也声。」（『說文解字』）、「馳、疾駟也。」（『広韻』）、「辰不集于房、瞽奏鼓、鼈夫馳、庶人走。」（『春秋左氏伝』昭公十七年伝）、「車馬曰馳。」（杜預注））。「倪」は「郕」であり、東周の国名、すなわち小郕。山東省滕県の境（倪氏即郕氏也、避仇改爲倪。」（『通志』氏族略・以国爲氏）、「秋、郕邠來朝。名未王命也。」（『春秋左氏伝』莊公五年伝）、「未受爵命、為諸侯。伝發附庸称名例也。其後数從齊桓、以尊周室王、命以為小郕子。」（杜預注））。「進華明子、以馳於郕廷」は、物事を自分から進める心があつて才知がある明德聖君であり、郕廷（小郕の朝廷）に「車馬を」走らせる、と解釈する。

一方、趙平安は、「進華侂子、以馳於郕廷」とし、華侂子（美女）のいる郕に向かつて「車馬を」走らせた、と解釈する。「華侂子」は桓公の六人の夫人の一人と見られる。これに従う。

なお、異説として、楊沢生は「進芋」を「進芋」、「侂子」を「盲子」とし、「進于盲子、以馳於倪廷」とは盲目の君子に進むということであると解釈する（「高士之文雅、言無不可曉、指無不可暗。觀読之者、曉然若盲之開目、聆然若声之通耳。三年盲子、卒見父母、不察察相識、安肯説喜。」（『論衡』自紀））。また、林志鵬は、「芋」は「汚」であり、けがす、はずかしめるの意とし、「明子」は「昭

子」であり、賢明の人の意とする。「進汚明子」とは、進んで明子（賢明の人）を汚すと解釈する（「高宗亦承弊、所以不改教何。明子無改父子之道也。」（『白虎通』三教）、「考朕昭子刑、乃单文祖德。」（『書』洛誥）、「昭子、猶所謂明辟也。」（蔡沈『書集伝』）。

(2) 驅逐敗弋、無期度……原釈文では、「迨犬獵郷、無旗、度」とする。「迨」は及ぶの意（「迨、及也。」（『爾雅』釈言）、「述」は「犬」、「敗」は狩獵の意。「迨犬獵郷」とは、城邑から遠くて狩獵のできる広大な地に行くことと解釈する。さらに、「羿」を「旗」とし、「旗」とは一種の標識を指す（「以給郊廟祭祀之服、以為旗章、以別貴賤等給之度。」（『礼記』月令）、「旗章、旌旗及章識也。」（鄭玄注）。「度」は法、法度のこと（古作庀（宅））（『集韻』、「羿又無子。公室無度。」（『春秋左氏伝』昭公三年伝）、「無法度也。」（杜預注）、「民不可逞。度不可改。」（『春秋左氏伝』昭公四年伝）、「度、法也。」（杜預注）。「迨犬獵郷、無旗、度」とは、城邑から遠くて狩獵のできる広大な地に行き、そこには標識や法度がない、と解釈する。

一方、季旭昇は「迨」とは読めず、「句」であり、「句」と「驅」とは音通するとする。「述」は「逐」であり（上

博楚簡（三）『周易』第四十三簡に見える）、「驅逐」とは、追い払う、追いたてるの意。「敗」は「田」の異体字であり、狩りをする、狩獵するの意。「羿」は「期」であり、「無期度」とは、限度がない、限りがないの意。「驅逐郷、無期度」とは、「人」を、追い払って郷里で狩獵を行うことに、限度がないの意。何有祖、陳劍もこれに従う。

原釈文・季旭昇は「緝」を「郷」とするが、これには異説がある。何有祖は、「緝」とするも、待考とする。これを受けて、林志鵬は、「即」であり、「弋」と音通するとする。「弋」とは、繳射（糸をつないだ矢で射る）、狩りをするの意（「田弋、充籠箠矢、共矰矢。」（『周礼』夏官・司弓矢）、「及曹伯陽即位、好田弋。曹鄙人公孫彊好弋、獲白鴈、献之、且言田弋之説。」（『春秋左氏伝』哀公七年伝）。

ここでは、「驅逐」（季旭昇説）、「敗弋」（林志鵬説）、「無期度」（季旭昇説）と釈読し、「驅逐敗弋、無期度」とは、人を追い払って狩獵を行うことに、限度がない、と解釈した。

(3) 或以豎刁与易牙為相……豎刁は、春秋、斉の人。宦官。斉の桓公の寺人となり、大変気に入られた。

易牙は、春秋、斉の人。料理人。桓公に美味を献じて喜んでもらおうと思つて、自分の子を蒸してその肉を進めた。

管仲の死後、桓公は管仲の言を聞かず、豎刁と易牙とを起用して相とした。桓公の死後、豎刁・易牙らは斉の国を乱した。

・四十一年、秦穆公虜晋惠公、復帰之。是歳、管仲・隰朋皆卒。管仲病、桓公問曰、群臣誰可相者。管仲曰、知臣莫如君。公曰、易牙如何。対曰、殺子以適君、非人情、不可。公曰、開方如何。対曰、倍親以適君、非人情、難近。公曰、豎刁如何。対曰、自宮以適君、非人情、難親。管仲死、而桓公不用管仲言、卒近用三子、三子專權。(『史記』齊太公世家)

顔師古云、豎刁・易牙皆齊桓公臣。管仲有病、桓公往問之、曰、將何以教寡人。管仲曰、願君遠易牙・豎刁。公曰、易牙烹其子以快寡人、尚可疑邪。対曰、人之情非不愛其子也、其子之忍、又將何愛於君。公曰、豎刁自宮以近寡人、猶尚疑邪。対曰、人之情非不愛其身也、其身之忍、又將何有於君。公曰、諾。管仲遂尽逐之、而公食不甘心不怡者三年。公曰、仲父不已過乎。於

是皆即召反。明年、公有病、易牙・豎刁相与作乱、塞宮門、築高牆、不通人。有一婦人踰垣入至公所。公曰、我欲食。婦人曰、吾無所得。公曰、我欲飲。婦人曰、吾無所得。公曰、何故。曰、易牙・豎刁相与作乱、塞宮門、築高牆、不通人、故無所得。公慨然歎、涕出、曰、嗟乎、聖人所見豈不遠哉。若死者有知、我將何面目見仲父乎。蒙衣袂而死乎壽宮。虫流於戸、蓋以楊門之扇、二月不葬也。(張守節『史記正義』)

(4) 朋党……「朋党」とは、主義や利害を同じくする者同士が組む仲間(「以朋党為友、以蔽惡為仁。」(『管子』法禁))。

(5) 群獸摟朋、取与厭公、告而睽之。……原釈文では、「群獸」は比喻とする(「獵者張羅、百獸群摟、或得或失。」(『論衡』幸偶))。「邊」は、連なるの意(「連邊也、从辵、婁声。」(『說文解字』))、「邊、行步不絶之貌、猶絲曰聯縷。」(『說文通訓定声』))。「取与」は、取ることと与えることとの意。「諛」は、諛諂の意(「諛、諂語。」(『集韻』))。「吝」は未詳。「儻」は「儻」であり、恥じるの意(「儻、慚恥也。」(『集韻』))、「使管仲終窮抑幽、囚而

不出、慚恥而不見、窮年没寿、不免為辱人賤行矣。」(『戰國策』齊策)。「群獸邊朋、取与諛公、告而僂」とは、群獸は朋を連れ、やりとりして公を諫め、告げて恥じる、と解釈する。

陳劍は、「取与厭公」とし、取与して公を厭うの意で解釈する。「鑿」は「銛」に通じ(郭店楚簡『老子』丙本第七簡、馬王堆帛書『老子』に見える)、「厭」或いは「僂」とする。

禰健聡は、「群獸邊朋、取与諛公」とし、群獸は朋党をむかえ、やりとりして公に対して多言する、と解釈する。「邊」と「邀」とは音通し、むかえる、まちうける、よぶの意。「諛」「説」は「誣」とする(「誣、多言也。」(『説文解字』))。

林志鵬は、「群獸邊朋、取与厭公、蚤而癸」群獸は群衆を引き連れ、やりとりして公を圧迫し、告げて背く、と解釈する。「邊」と「摟」とは音通し、牽引するの意(「摟、曳聚也。」(『説文解字』)、「五霸者、摟諸侯以伐諸侯者也。」(『孟子』告子下)、「摟、牽也。」(朱子集注)、「子有衣裳、弗曳弗婁」(『詩』唐風・山有枢)、「婁、亦曳也。」(毛伝)。「僂」は「朋」であり、群衆の意。「邊朋」とは、すなわち群衆を牽曳するの意。「厭」は、陳劍に従って、押さえつける、押し迫る、圧迫するの意とする(「厭、笮

也。」(『説文解字』))。

楊沢生は、「二人也、朋党群獸、摟朋取与、厭公蚤而乖」二人は、群獸を朋党とし、党与をむかえ集め、公の訓告を厭つて(「その意に」背く。「朋党」を動詞とする。「取」を「聚」とする。「与」は党与、同じ仲間)の意(「今已有数万之衆者也、陶誕比周以争与。」(『荀子』強国)、「与、党与之国也。」(楊倞注))。「聚与」とは、党与を集めるの意(「諸侯受而官之、連朋而聚与、高下万物、以合民用。」(『管子』山至教))。「僂」とは「乖」、そむくの意。

蕭聖中は、「獸邊倂取、与厭公教而睽」とし、獸は群衆を牽引し、公の教えを塞いで公の教えに背くと解釈する。「邊」は聚を曳くこと。「厭」は「僂」であり、塞ぐ、覆い隠すの意(「厭其源、開其瀆、江川可竭。」(『荀子』修身)、「厭、塞也。」(楊倞注))。「蚤」は「教」、「誥」。「公蚤」とは、公の教命、詔令。「僂」は「睽」であり、そむくの意。「与厭公蚤而僂之」とは、共に桓公の教命を覆い隠してこれに背くことと解釈する。

筆者は、これらの解釈を参考に、「蚤」を「告」と釈読し、告げるの意とする。また、「僂」を「睽」と釈読し、背くの意とする。よって、ここでは、「群獸邊朋、取与厭公、告而睽之」とし、「豎刁・易牙の二人は朋党である。群獸のように朋を引き連れ、取与(取捨選択の判断)を

公に迫って、「二方的に」告げて背く、と解釈した。

(6) 鞭民虐樂……原釈文では、「庚民佛樂」とし、民を佛樂に変えるの意とする。「庚」は、かわる、あらたまるの意。「庚、猶更也。庚、堅強貌。」(『釈名』積地)。「鞞」は字書に未見。「佛」(気がふさぐの意)か(佛、鬱也。)(『説文解字』)。

袁金平は、「鞭民獵樂」とし、「庚」を「弁」として、「鞭」と釈読し、鞭刑(古代の刑罰の一つ)の意とする(「流宥五刑、鞭作官刑、扑作教刑、金作贖刑。」(『書』堯典)、「薄刑用鞭扑、以威民也。」(『國語』魯語)。「獵」は、暴虐の意とする(「獵、虐也。」(『爾雅』積言)、「凌虐、暴虐也。」(郭璞注))。「鞭民虐樂」とは、豎刁・易牙が民を鞭打つて民を威し、暴虐を楽しみとした、と解釈する。ここでは、豎刁・易牙の横暴な様子が述べられている箇所であるため、袁金平説に従った。

(7) 敦堪背願……原釈文では、「箴」は「敦」とし、怒る、責める、そしるの意(「敦、怒也、詆也。」(『説文解字』))。「堪」は「堪」とし、天道の意(「屬堪輿以壁壘兮。」(『文選』楊雄、甘泉賦)、「張晏曰、堪輿、天地總名也。……許慎曰、堪、天道也。輿、地道也。」(李善注))。

「怀」は「倍」とし、「背」と釈読する(「雖有明智高行、倍法而治、是廢規矩而正方圓也。」(『管子』法法)、「倍、古背字同。」(劉績補注)、「信以結之、則民不怀。」(上博楚簡『緇衣』))。「恣」は「愿」とする。『史記』司馬相如列伝に「非常之原、黎民懼焉。」とあり、『漢書』司馬相如伝では「原」を「元」に作る。よって、「原」を「愿」と釈読する。「敦堪背願」とは、天道の意志・願いに背くこと、と解釈する。これに従う。

なお、異説として、季旭昇は三説を提示する。「篤歛背願」(心ゆくまで楽しみ、民の願いに背く)、「篤歛倍忤」(心ゆくまで楽しみ、貪求を倍増させる)、「篤歛附忤」(心ゆくまで楽しみ、貪頑に親しむ)。

(8) 疲弊齊邦、日盛于縦、弗願前後……原釈文では、「疲敝齊邦、日盛于縦、弗願前後」とは、齊の国を疲弊させ、日増しに好き勝手にすることを盛んにし、前後を顧みっていない、の意とする。これに従う。

(9) 百姓皆怨憎、奄然將喪……原釈文では、「百姓皆邑愆、洒然將亡」とし、「邑」は不安・憂いを示すとする(「邑、仮借為悒。」(『説文通訓定声』)、「悒、不安也。」(『説文解字』))。「愆」は待考とする。「洒」は驚くさま

（「庚桑子之始來、吾洒然異之。」〔『莊子』庚桑楚〕、「崔李云、驚貌。」〔『經典積文』〕）。

季旭昇は、「百姓皆怨憎、奄然將亡」とし、「怨」は字形から「宛」と隸定し、「怨」と釈読する。「愆」は形声から「憎」とする。「奄然」は、息絶え絶えな様子を指す。ここでは、季旭昇説に従う。

（10）公弗詰。親臣雖欲諫、又不得見、公沽弗察……原釈文では、「公弗詰置、臣雖欲諫或不得見公、沽弗僕（人之生）」とし、「置」を「独」とする。「詰独」とは、独りで責めるの意。

季旭昇は、「公弗詰。□臣雖欲諫、或不得見公。沽弗僕（人之生）」とし、「僕」を「察」と読むべきだとするが、説明はない。陳偉は、「親臣雖欲諫、又不得見、公固弗察。」とし、「置」を字形から「親」とする。

ここでは、「□臣」は、陳偉に従い「親臣」とする。「試」は季旭昇に従い、「諫」（諫言する）とする。「僕」は「察」とする。また、「詰」は治めるの意で取る（『魯多盜。季孫謂臧武仲曰、子盍詰盜。』〔『春秋左氏伝』襄公二十一年伝〕、「詰、治也。」（杜預注）。「沽」は、おろそか、疎略の意で取る（『杜橋之母之喪、宮中無相、以為沽也。』〔『礼記』檀弓上〕、「沽、猶略也。」（鄭玄注））。

（11）人之生三、食色息……原釈文では、「沽弗僕人之生、三食色息」とする。「三食」は、三度の食事の意（『三饗、三食、三燕。』〔『周礼』秋官・掌客〕、「士三食不得廢、而君鵝鶩有余食。』〔『戦国策』齊策〕）。「色憂」は、憂愁の顔色の意。

一方、李天虹は、「人之性三、食・色・息」とし、「息」の変体で「休」と読む。また、「食与色与疾」（郭店楚簡『語叢一』一一〇簡）とあることから、「疾」「憂」に近い意味で取る異説を挙げるが、下に続く「貴尹」の解釈も考慮し、「息」は「子息」の意で取る。つまり、人の生には三つある、それは食・色・子孫（を増やすこと）である、と解釈するのである。蘇建洲は「人之性三、食、色、息」とし、李天虹説に同意しつつ、一方では「息」ではなく「憂」（この場合は「疾」の意）と読む可能性を指摘する。「食・色・憂」の三つは、人間の生理的な側面を指すことになる。「憂」を感情として解釈する原釈文とは異なる。

ここでは、人間が生きていく上で深く関わる三つの「生」は、「食」「色」「息」であるとすると李天虹説に従った。

(12) 今豎刁匹夫、而欲知万乘之邦、而貴尹……原釈文では、「今豎刁必夫、而欲智」とし、豎刁は表面上は威儀があるように装うが、実際は謀略を巡らせている、との意で解釈する（「必、威儀也。」〔説文解字〕、「道德上通、而智故消滅也。」〔淮南子〕覽冥訓、「智故、巧詐。」〔高誘注〕）。

季旭昇は「今豎刁匹夫而欲知万盛之邦、而貴尹」とし、「必」を「匹」（匹）婦禺（愚）夫。（郭店楚簡『語叢四』）とする。「智」は「知」と釈読し、主管（つかさどる）の意であるとす。ここでは、季旭昇説に従った。

(13) 「貴尹」……原釈文では、「貴尹」は貴い位にある官吏を指すとする（「沈尹将中軍。」〔春秋左氏伝〕宣公十二年伝）、「楚官多名為尹。」（孔穎達疏）。

李天虹は、「貴尹」を正確に読むことは難しいとするが、豎刁と易牙とが政権を掌握するために二人が取った行動が「貴尹」「食人」で示されているとすれば、豎刁の場合、宦官となったことを含むのであろうとする。ここでは、伝世文献の内容とほぼ一致する李天虹の「宦官となつた」とする説を採用した。

なお、異説として、「貴尹」を官尹を任命するの意とす

る季旭昇説、「尹」を音通から「伊」と釈読し、「伊」を此・是または発語の辞として解釈する陳偉説（「而欲知万乘之邦而貴。伊其為災也深矣。」）、「貴尹」を「遺君」（君主を遺棄する）と解釈する楊沢生説などがある。

(14) 易牙人之与煮而食人……原釈文では、「易牙人之与摻而食人」とする。「摻」は「摻」の誤字とする（「摻、裂也。」〔集韻〕）。「食人」については、『管子』小称を挙げる。

管仲有病、桓公往問之曰、仲父之病病矣、若不可諱而不起此病也、仲父亦将何以詔寡人。管仲对曰、微君之命臣也、故臣且謁之。雖然、君猶不能行也。公曰、仲父命寡人東、寡人東。令寡人西、寡人西。仲父之命於寡人、寡人敢不従乎。管仲摄衣冠起对曰、臣願君之遠易牙。豎刁・堂巫・公子開方。夫易牙以調和事公、公曰、惟蒸嬰兒之未嘗、於是蒸其首子而獻之公。人情非不愛其子也、於子之不愛、将何有於公。公喜宮而妬、豎刁自刑而為公治内。人情非不愛其身也、於身之不愛、将何有於公。〔管子〕小称

一方、劉信芳は、『管子』などの伝世文献から、「摻」は「煮」と読むべきとする（「桓公好味、易牙蒸其子首而

進之。」(『韓非子』二柄)。

易牙は自分の息子を調理して桓公に勧めた人物であるため、劉信芳説に従つて「煮」で釈読する。このように解釈すると、下文の「食人」とも合致する。

(15) 公弗図……原釈文では、「公弗堵」とし、「愾」は「堵」の仮借字。食い止める、迎撃するの意とする。原釈文が「愾」を「害」とするのは音通だと考えられる(「愾、音害。」(『集韻』))。

季旭昇は「愾」を「図」と釈読し、謀るの意とする。その用例として、「毋以小謀敗大愾(図)」(上博楚簡(一))『緇衣』第十二簡)を挙げる。ここでは、季旭昇説に従う。

《第四節》

【釈文】

公曰、「然則奚如。」鮑叔牙答曰、「齊邦至惡死、而上戮其刑。至欲食、而上厚其斂。至惡苛、而上不時使。」公乃身命祭。有司祭服毋黼。器必鑿潔、毋入殘器。犧牲珪璧必全如故、加之以敬。乃命有司著作符。老弱不刑。畝纒短、田纒長、百糧鐘。命九月除路、十月而徒梁成、

一之日而車梁成。

【訓読】

公曰く、「然らば則ち奚如せん。」と。鮑叔牙答えて曰く、「齊の邦 至だ死を惡むも、而して上は其の刑を戮す。至だ食を欲するも、而して上は其の斂を厚くす。至だ苛を惡むも、而して上は時ならずして使う。」と。公乃ち身ら命じて祭らしむ。有司の祭服に黼母し。器は必ず鑿潔にして、殘器を入るる毋し。犧牲珪璧は必ず全くして故の如く、之を加うるに敬を以てす。乃ち有司に命じて著して符を作らしむ。老弱は刑せず。畝の纒は短く(畝は短を纒り)、田の纒は長く(田は長を纒り)、百に鐘を糧とす。命じて九月に路を除き、十月にして徒梁成り、一の日にして車梁成る。

【和訳】

桓公は言った、「それではどうすればよいか。」と。鮑叔牙は答えて言った、「齊の国は甚だ死を嫌悪しておりませんが、上はその刑を暴虐に行いました。甚だ食を欲しておりませんが、上はその斂(税)を重くしました。甚だ苛(煩雑であること)を嫌悪しておりませんが、上は(人々を徵用するのに最適な)時ではないのに使役しました。」

と。桓公はそこで自ら命じて祭祀をさせた。(祭祀の際の)有司の祭服には模様がない(素服を用いる)。器は必ず清潔であつて、欠けた器を入れない。犠牲・珪璧は必ず完全に(過不足なく)して今まで通り(伝統礼制に従うよう)にし、敬意の気持ちを加える。そこで有司に命じて著して符(政令)を作らせた。老人・幼児は刑罰の対象としない。畝の繩は短辺で取り(畝は短いほうをはかり)、田の繩は長辺で取り(田は長いほうをはかり)、百(石ごと)に「一」鐘を租税とする。「さらに、桓公は」命令して九月に路を開通修繕し、十月に人用の橋が完成し、十一月に車用の橋が完成した。

【注釈】

▼関連する伝世文獻

・桓公在位、管仲、隰朋見。立有間、有貳鴻飛而過之、桓公歎曰、仲父、今彼鴻鵠、有時而南、有時而北、有時而往、有時而來、四方無遠、所欲至而至焉、非唯有羽翼之故、是以能通其意於天下乎。管仲、隰朋不對。桓公曰、二子何故不對。管子對曰、君有霸王之心、而夷吾非霸王之臣也、是以不敢對。桓公曰、仲父胡為然。蓋不當言、寡人其有鄉乎。寡人之有仲父也、猶飛鴻之有羽翼也、若濟

大水有舟楫也、仲父不一言教寡人、寡人之有耳、將安聞道而得度哉。管子對曰、君若將欲霸王舉大事乎、則必從其本事矣。桓公變躬遷席、拱手而問曰、敢問何謂其本。管子對曰、齊國百姓、公之本也。人甚憂飢、而稅斂重。人甚懼死、而刑政險。人甚傷勞、而上舉事不時。公輕其稅斂、則人不憂飢。緩其刑政、則人不懼死。舉事以時、則人不傷勞。桓公曰、寡人聞仲父之言此三者、聞命矣、不敢擅也、將薦之先君。於是令百官有司削方墨筆。明日、皆朝於太廟之門朝、定令於百吏、使稅者百一鍾、孤幼不刑、沢梁時縱、閑譏而不征、市書而不賦。近者示之以忠信、遠者示之以禮義。行此數年、而民瘠之如流水。(『管子』霸形)

・桓公明日弋在廩、管仲、隰朋朝、公望二子、馳弓脱鈇而迎之曰、今夫鴻鵠春北而秋南、而不失其時、夫唯有羽翼以通其意於天下乎。今孤之不得意於天下、非皆二子之憂也。桓公再言、二子不對。桓公曰、孤既言矣、二子何不對乎。管仲對曰、今夫人患勞、而上使不時。人患飢、而上重斂焉。人患死、而上急刑焉。如此、而又近有色而遠有德、雖鴻鵠之有翼、濟大水之有舟楫也、其將若君何。桓公蹴然遂遁。管仲曰、昔先王之理人也、蓋人有患勞、

而上使之以時、則人不患勞也。人患飢、而上薄餼焉、則人不患飢矣。人患死、而上寬刑焉、則人不患死矣。如此、而近有德而遠有色、則四封之內、視君其猶父母邪。四方之外、歸君其猶流水乎。公輟射援綏而乘、自御、管仲為左、隰朋參乘、朔月三日、進二子於里官。再拜頓首曰、孤之聞二子之言也、耳加聰而視加明、於孤不敢獨聽之、薦之先祖。管仲、隰朋再拜頓首曰、如君之王也、此非臣之言也、君之教也。於是管仲与桓公盟誓為令曰、老弱勿刑、參宥而後弊、闕幾而不正、市正而不布。

山林梁沢、以時禁發、而不正也。草封沢塩者之婦之也、譬若市人。三年教人、四年選賢以為長、五年始興車踐乘、遂南伐楚、門傳施城。北伐山戎、出冬蔥与戎叔、布之天下、果三匡天子而九合諸侯。

〔管子〕戒

(1) 齊邦至惡死、而上戮其刑……原釈文は、「齊邦至惡、死而尚秋其刑」とする。「秋」は「揪」の仮借。憂い悲しむの意(「揪、手揪也」〔字彙〕)。「型」は「刑」とし、法(のつとる)の意(「上非天刑、下非地德」〔國語〕周語)、「刑、法也」(韋昭注)。

何有祖は「齊邦至惡、死而上戮其刑」とする。字形か

ら「穆」と判断し、さらに「穆」と「戮」とは音通し、「暴」の意味とする(「子曰、以德報怨、則寬身之仁也。以怨報德、則刑戮之民也」〔礼記〕表記)、「重以貪暴之吏、刑戮妄如、民愁亾聊、亾逃山林、転為盜賊」〔漢書〕食貨志)。陳劍も何有祖に従い、「戮」とする。また、「繁」・「重」の可能性もあるが、待考とする。陳偉も何有祖に従う(「譏憲勝良命曰戮」〔呂氏春秋〕貴因)、「戮、暴也」(高誘注)。ここでは、原釈文では意味が取りづらいため、何有祖説に従って解釈した。

(2) 至欲食、而上厚其斂……原釈文では、「至欲食、而尚厚其斂」とする。「厚斂」は、重税を課すの意(「巡野觀稼、以年之上下出斂法」〔周礼〕地官・司徒)、「斂法者、豊年從正、凶荒則損。若今十傷二三、実除減半」(鄭玄注)。これに従う。

(3) 至惡苛、而上不時使……原釈文では、「不時」は、時期が合わない、適切でないの意とする(「不時不食」〔論語〕郷党)、「不時、非朝夕日中時」(何晏集解引鄭玄注)。

陳偉は、「苛」は煩多、煩雜の意であり、また「擾」である可能性を指摘する(「苛、政煩也」〔玉篇〕、「朝

夕苛我辺鄙。」(『国語』晋語)、「苛、擾也。」(韋昭注)。
これらの解釈に従う。

(4) 祭服母黼……原釈文は、「祭服母紋」とする。「祭服」は祭祀の時に着る服で、古は天子から士・庶まで皆これを用いた。「祭服母紋」とは、祭服には紋飾りがあるものを禁止するの意とする。

一方、季旭昇は「祭服母黼」とし、「紋」を「紋」と読むのは、音が比較的遠いため、「黼」と読むべきであるとする。そして、公は自ら祭祀を行うことを命令し、その際の有司の祭服には模様がない(質朴で派手でない)ものであった、と解釈する。陳釗もこれに従う。

原釈文・季旭昇説はいずれも質素な祭服を用いることを指すために、その後の解釈に大きな差は生じないが、ここでは季旭昇説に従った。

(5) 器必蠲潔……原釈文は、「器必独視」とする。「蠲」は盥であり、「蜀」と読む(独者蜀。)(『爾雅』釈山)、「蜀亦孤独。」(郭璞注)。「器必独視」とは、器物は単独で安置する必要がある、必ず見ることができるといふ意であるとする。

季旭昇は「器必蠲潔」とする。「蠲」は「蠲」の略字。「愬」は「介」とは音通し、「介」は「潔」と音通するとする。彭浩は「器必蠲潔」とし、祭器は必ず清潔さを保つての意であり、『墨子』の用例を指摘する。

潔為酒醴粢盛、以祭祀天鬼。其事鬼神也、酒醴粢盛不敢不蠲潔、犧牲不敢不脰肥、珪璧幣帛不敢不中度量、春秋祭祀不敢失時幾、聽獄不敢不中、分財不敢不均、居所不敢怠慢。(『墨子』尚同上)

ここでは、季旭昇・彭浩に従って、「器必蠲潔」とし、祭器は必ず清潔さを保つての意で解釈した。

(6) 毋入残器……原釈文では、「毋入錢器」とし、その他の器物を内に入れてはいけない、という意。陳釗もこれに従う。季旭昇は「錢」を「賤」と釈し、「賤器」とは、伝統文献の鐘鼎彝器などの重い器を指すとする。あるいは、「伐器」であり、凶伐の器を用いてはならないの意であるとする解釈も提示している。

一方、彭浩は、祭祀の際に備える器には破損があつてはならないため、「残器」として、破損した器の意とする(「祭服敝則焚之、祭器敝則埋之、龜筮敝則埋之、牲死則埋之。)(『礼記』曲礼上)、「此皆不欲人褻之也。焚之必己不用。埋之不知鬼神之所為。」(鄭玄注)。陳偉・范常

喜・魯家亮もこれに従う。

ここでは、彭浩に従って、「毋内残器」とし、破損した祭器を入れない、と解釈した。

(7) 犠牲珪璧必全、如故、加之以敬……原釈文では、「犠牲珪璧必全、如者加之以敬」とする。「犠牲・珪璧」は、祭祀の際に用いられる物。(「犠牲玉帛」(『春秋左氏伝』莊公十年)、「四者皆祭神之物。」「孔穎達疏」。「是月也、祀不用犠牲、用圭璧、更皮幣。」「(『礼記』月令)。「耆」は「老」の古音で、字書にはないとする。この箇所の大意は、祭祀用の品を増加して敬重を示すということであるとす。

何有祖は「犠牲珪璧、必全如祈」とし、「耆」を「耆」と隸定し、「老」の省略であるとする。そして、「耆」は「祈」と釈読する。また、范常喜は「犠牲珪璧必全、如苦」とし、「耆」を「禾」に隸定し、「枯」と読み替え、「苦」と釈読する。「苦」は、文献中は常に器物、或いは他の物品、技能が粗悪であることを形容する時に用いられる(「式既在位、見郡国多不便縣官作塩鉄、鉄器苦悪、賈貴、或強令民売買之。」「(『史記』平準書)、「凡病之器云苦。」「(司馬貞『史記索隱』)。

季旭昇は、范常喜が「枯」と読み替えるのに従って、

「故」と釈読し、「必全如故」とは、祭祀の品が古えからの伝統礼制に照らし合わせて完全に備わっていることを言うとする。魯家亮は、季旭昇に従って「故」として、祭祀を指すとし(「君無故不殺牛、大夫無故不殺羊、士無故不殺犬豕。」「(『礼記』玉藻)、「故、謂祭祀之属。」「(鄭玄注)、「犠牲珪璧、必全如故」とは、犠牲・珪璧は必ず最も良いものを用いて、同じように祭祀を同様に(最も良くするように)挙行する、と解釈する。

ここでは、季旭昇説に従い、「必全如故」とは、犠牲珪璧という祭祀の品は必ず完全に(過不足なく)して、今まで通り(伝統礼制に従って)行う、と解釈する。

なお、「耆」字の異説として、劉信芳の「酤」(祭祀用の清酒)、陳偉の「胡」(豊大の意)などが挙げられる。

(8) 命有司著作符……原釈文では、「命有司箸祚浮」とするが、未詳・待考とする。張富海は、「祚」は賞、「浮」は罰の意で、「祚」と「浮」とは相反する意味であるとす(「天之仮助不善、非祚之也、厚其凶惡而降之罰也。」「(『春秋左氏伝』昭公十一年伝)」。桓公が鮑叔牙と隰朋の諫言に従って、臣下に賞罰を簡冊に著すよう命令し、特に老弱は刑しないことを強調して、刑政を緩和することを示した、と解釈する。季旭昇も、「命有司箸祚罰」と

して、桓公が官吏達に命令して賞罰の規定を明らかにさせ、老弱の人には刑を用いないことを著させた、と解釈する。また、彭浩は「命有司箸作浮」とし、「箸」は「著」で、「書」であって、刑を制定するの意（「書、著也。」）（説文解字）、「作」は作刑の意、「浮」は罰の意（「僭立、逾言有常爵。薛令弟子辞曰、毋讎、毋敖、毋僭立、毋踰言。若是者浮。」）（『札記』投壺）、「常爵、常所以罰人之爵也。浮、亦謂是也」（鄭玄注）とする。

一方、陳偉は「命有司著作符」とし、「箸」は「著」であって、記載の意とし、「浮」は「符」であって、官府文書の意とする。魯家亮もこれに従う。『管子』霸形に「令百官有司削方墨筆。」とあり、「削方」は、政策の札を指し、これは簡文中の「作」に当たる。「墨筆」は記載の意であり、簡文中の「著」に当たる。竹書中の「符」は政令の意であり、簡文中の「令」に当たる。「老弱不刑、畝纏短、田纏長、百糧鍾。命九月……」は、札に記載された内容であり、『管子』霸形と戒の中の「令」の内容に当たる。従って、「乃命有司箸作浮」とは、桓公が有司に命じて著して符（政令）を作らせた、と解釈する。

ここでは、陳偉説に従って、「符」を官府文書すなわち政令とみなし、下文に続く対策すべてを記載したものと考える。そのように解釈すれば、『管子』霸形の内容とも

合致する。

（9）老弱不刑……老人・幼児は、罪を犯しても罪は問われず、刑に服さなくてもよい、ということ。対策の一つとして、刑罰の軽減を示しているのである。前掲の『管子』戒・霸形の記述と合致する。

（10）畝纏短、田纏長、百糧鍾……原釈文では、「纏纏田纏」は、未詳・待考とする。

何有祖は、「故纏短、田纏長。百糧重命」とし、「纏」は「短」と釈読して、後の「長」と対応させている（「端索也。」）（『玉篇』）、「約束不以端索。」（『莊子』駢拇）。「重命」は下文の「命」と続けて、「重命」とする。上博楚簡（二）『魯邦大旱』第三簡の「運命」は「重命」と読め、「百姓の生命を重視する」や、「天命を重視する」という意であるため、ここでもそのように解釈している。

彭浩は「畝纏短、田纏長、百糧鍾。」とし、「百糧鍾」とは、百石の糧食から税を納める納税方法であるとする（「使稅者百一鍾」（『管子』霸形）、「仮令百石而取一鍾」（尹知章注）。「鍾」は斉国の四量（豆・区・釜・鍾）の最大のもので、十石に等しい。魯家亮もこれに従う。劉信芳は、「畝纏短、田纏長、百量鍾」とし、「百糧」

は「百量」と釈読する（「桓公問於管子曰、請問國制。管子對曰、國無制、地有量。桓公曰、何謂國無制、地有量。管子對曰、高田十石、間田五石、庸田三石、其余皆屬諸荒田。地量百畝。一夫之力也。」）（『管子』山權數）。簡文の「百量」は、一夫の田が百畝であることを言う。「董」は「鍾」と釈読する（「一農之事、終歲耕百畝、百畝之収、不過二十鍾、一農之事、乃中二金財耳」（『管子』輕重甲）。「百量鍾」とは、百畝の田からの収入は二十鍾であることを指す。「纏」は『管子』では、「墨」と作る（「尺寸也、繩墨也、規矩也、衡石也、斗斛也、角量也、謂之法。」（『管子』七法）。「畝纏」・「田纏」は畝法と田法であり、賦税の額を計算するという意味での理解が妥当であろうとする。

季旭昇は、「畝纏短、田纏長、百糧鍾」とは、比較的短いひもを用いて私田を測り、比較的長いひもを用いて公田を測って、百石ごとに十石ぶんの収穫を納税すると解釈する。

さて、ここではどのような方法で租税が軽減されているのかを明らかにする必要がある。その案を筆者は二つ提示したい。

一つは、「畝の纏は短く、田の纏は長く」と読み、縄で土地の計測時、縄が余った場合には、畝では切り捨て

（短い方で取る）、田では切り上げる。つまり、比較的小さく見積もるか、大きく見積もるかの違いを付けるのである。この方法では、大きく軽減できるわけではないが、多少の軽減はできる。

もう一つは、累進課税的な考え方である。その際、「纏」をはかるの意で取って、「畝は短を纏り、田は長を纏り」（畝は短いほうをはかり、田は長いほうをはかり）と読み、土地が正方形でない場合、土地の計測時には畝（私田）は短辺で取り、田（公田）は長辺で取って租税を課すと考える。そうすれば、私田では税率が軽くなり、公田では税率が重くなるのである。

この箇所は租税制度については、多くの説があり、今後さらなる検討が必要となろう。

「百糧鍾」については、『管子』霸形との関連から、「百石ごとに一鐘を租税とした」と解釈する。

（11）命九月除路……原釈文では、「除路」とし、道路を修繕し、開通させるの意。「鉞」を「除」とする例は、上博楚簡（二）『徙政』に見られる（「鉞（除）」十怨（甲篇・第五簡）、「不恭則亡、無以鉞（除）辱」（甲篇・第六簡）。「迨」は「路」である。「迨」を「路」とする例は、包山楚簡に見られる（「一一一簡」）。「路」は、道の意

〔道、路也。〕〔説文解字〕、「群国各除路、道九原、抵雲陽。」〔史記〕秦本紀。これらの解釈に従う。

(12) 十月而徒梁成……原釈文では、「徒」は徒卒と指すとし、「徒、歩行也。」〔説文解字〕、「歩兵が進入する領域の意とする。

一方、季旭昇は「徒梁」は人が歩く橋のこととする。この箇所は、労役の具体的な内容を述べられていることから、季旭昇説に従う。

(13) 一之日而車梁成……「一之日」とは、十一月のこ
と〔一之日鬻癸、二之日栗烈。〕〔詩〕豳風・七月、「一
之日、十之余也。」(毛伝)。原釈文では、「車」とは、
兵車を指すとする。

季旭昇は「車梁」とは車が走る橋を指すとする。この
箇所は、引き続き労役の具体的な内容を述べられている
ことから、季旭昇説に従う。

《第五節》

【釈文】

乃命百有司曰、「有夏氏觀其容以使、及其亡也、皆為其
容。殷人之所以代之、觀其容、聽其言。凡其所以亡、為
其容、為其言。周人之所以代之、觀其容、聽言、迍迍者使。
凡其所以衰亡、忘其迍迍也。一三子勉之、寡人將迍迍。

【訓読】

乃ち百有司に命じて曰く、「有夏氏は其の容を觀て以て
使うも、其の亡ぶに及ぶや、皆 其の容が為なり。殷人の
之に代わる所以は、其の容を觀、其の言を聴けばなり。
凡そ其の亡ぶ所以は、其の容が為、其の言が為なり。周
人の之れに代わる所以は、其の容を觀、言を聴き、迍迍
する者もて使えばなり。凡そ其の衰亡せんとする所以は、
其の迍迍を忘るればなり。二三子之に勉め、寡人將に
迍迍せんとす。」と。

【和釈】

そこで多くの有司に命じて言うことには、「夏氏は(人の)
容貌を見て〔臣下・民を〕使うが、その亡ぶに及んだのは、
みなその容貌のためである(心とは裏腹に為政

者受けする容貌をなしたから)。殷人がこれ(夏氏)に代わった理由は、「人の」容貌を觀て、その言葉を聴いたからである。およそその亡んだ理由は、その容貌のため、その言葉のためである(心とは裏腹に為政者受けする容貌と言葉をなしたから)。周人のこれ(殷)に代わる理由は、その容貌を觀て、言葉を聴いて、勤勞する者を使うからである。およそその衰え亡びようとしている理由は、その勤勞者(「という評価基準」)を忘れてしまったからである。お前達はこれに勉め励みなさい、私(桓公)は勤勉に働こうと思う。」と。

【語釈】

(1) 有夏氏觀其容以使、及其亡也、皆為其容……原積文では、「容」は、貌の意(「望其容貌、而民不生易慢焉。」『礼記』樂記)。

(2) 殷人之所以代之……原積文では、「戈」は取るの意とする(「敢戈殷命。」『書』多士)、「戈、取也。」(偽孔伝)。ここでは、殷が夏に取って代わったことを示す。

(3) 凡其所以亡……原積文では、「崩」を「崩」とするも、詳細は不明とする。

これについて尚賢は「朋」の音から「凡」であるとす。似た句形として、「人之所以惡為無道不義者、為其罰也。」(『呂氏春秋』振乱)、「凡古聖王之所為貴樂者、為其樂也。」(『呂氏春秋』侈樂)、「凡古之所為尊賢者、為其貴也。而所為惡不肖、為其賤也。」(『史記』李斯伝)を挙げる。これに従う。

(4) 迥尙者使……原積文では、「迥尙」は「迥儻」あるいは「痾儻」とし、骨軟症(くる病)を指すとす。

一方、季旭昇は当初、「迥尙」は字形から「勛勛」、すなわち勤勞するの意で解釈していた(「勛、勤也。」(『集韻』)。後に、陳劍が「迥尙」と隸定しているのに従い、その意味は待考としながらも、当初の考え通り、勤め励むという意味であろうとしている。

林志鵬「迥尙」とは、「履絢」とし、成人の服のこととする(「童子不裘不帛、不履絢、無總服、聽事不麻。」(『礼記』玉藻)、「履、絢之飾也。未成人不盡飾為節也。」(孔穎達疏))。

原積文・林志鵬説は文脈に合わず、季旭昇説が妥当であると考えられる。よって、季旭昇説に従う。

《第六節》

【積文】

是歲也、晋人伐齊、既至齊地、晋邦有乱、師乃帰。雨平地至膝、復。日差亦不為災、公蠶亦不為害。

鮑叔牙与隰朋之諫

【訓読】

是の歳や、晋人 齊を伐たんとし、既に齊の地に至るも、晋の邦に乱有りて、師乃ち帰る。平地に雨ふりて膝に至るも、復る。日差も亦た災を為さず、公の蠶も亦た害を為さざるなり。

鮑叔牙与隰朋之諫

【和訳】

この歳、晋人は齊を討とうとして、齊の地にまで至っていたが、晋の国に内乱があり、師（軍隊）はそこで「晋の地に」帰った（撤兵した）。平地に大雨が降って膝に至ったが、「水は」退いた。日食もまた災を為さず、公の蠶（肢体が麻痺する病）もまた害を為さなかった。

鮑叔牙与隰朋之諫

【注釈】

(1) 晋人伐齊、既至齊地、晋邦有乱、師乃帰……この記述を明らかにするために、史書と関連づけて検討する必要がある。その際に鍵となるのは、「晋邦有乱」である。これはおそらく、晋の後継者問題を指すと見られる。

『史記』晋世家によると、前六四四年、晋の献公の公子重耳（のちの文公）は、後継者問題のもつれから、齊に亡命している。この年以前から、すでに晋国は後継者問題で乱れており、この問題に齊国も関わってくる。ただし、実際に『史記』や『春秋』には、晋が齊を攻めてきたという記述が見られない。また、前六四四年には隰朋はすでに死亡していることから、この記述内容は、前六四三年以前に起こったことであると考えねばならない。さらに、前六四五年には、「夏、五月、日有食之。」（『春秋』僖公十五年）とあり、日食の記事が見られることも参考になろう。

以上を踏まえると、本文献はおそらく僖公十五年（前六四五年）の出来事を背景として書かれたと考えられる。この年に、管仲と隰朋とは亡くなっており（前出『史記』齊太公世家参照）、管仲は亡くなる直前に、豎刁や易牙を任用しないように齊の桓公に進言していたことを考えると、本文献と伝世文献との年代は合致する。本文献に管

仲が登場しない理由は、病床時であつたからかもしれない。

ただし、『春秋』僖公十五年の日食は、「非食」すなわち日食は起こつていなかったようである（参考 齊藤國治・小沢賢二『中国古代の天文記録の検証』、雄山閣出版株式会社、一九九二年九月）。齊國と晋國との関係、文献の年代については、今後さらなる検討が必要とならう。

(2) 雨平地至膝、復……原釈文では、「雩旁地至杞、復曰」とする。「雩」は「雩」であり、求雨の祭名（「雩、夏祭、樂於赤帝、以祈甘雨也。」（『説文解字』）。「旁地至杞」とは、祭祀の地点（「塋、地畔也。」（『集韻』）。「杞」は「杞」であり、杞柳（柳の一種）のこと。「復」は「復」とし、「未復而曰復、不專君命也。」（『春秋穀梁伝』文公八年伝）、「復者、事畢之辭。」（『范寧集解』）を挙げる。本稿の竹簡の排列では、ここで再び祭祀のことを述べるとは考えられないため、これには従わない。

一方、侯乃鋒は、「雨平地至膝」として、「靚」を「漆」と隸定し、「膝」と釈読する。「雨平地至膝」とは、齊の国内で大雨が降つたことを指し、古代の史書の中では「大雨平地三尺」のような句形は常用されるとして、『春秋』の用例を挙げる。

・三月癸酉、大雨震電。庚辰、大雨雪。〔『春秋』隠公九年経）

春、王三月癸酉、大雨霖以震。書始也。庚辰、大雨雪。亦如之。書時失也。凡雨自三日以往為霖、平地尺為大雪。〔『春秋左氏伝』隠公九年伝）

平地尺為大雪、不直書大雪、而云大雨雪者、水則從天入地、出地乃為多、見其在地之多、言其出水之大、故不言大雨水。雪則自天而下、下即委之於地、見其自上而下、言其下雪之多、故言大雨雪。（孔穎達疏）

蓋師説以為平地七尺雪者、盛陰之氣也。（何休注）
季旭昇も「雨平地至剗、復」と釈読し、平地に大雨が降つて膝まで至つたが、水は退いた、と解釈する。これに従う。

なお、異説として、林志鵬は「雨滂沱、至膝、復」とする。「旁地」を「滂沱」とし、大雨の様子であるとすると「月離于畢、俾滂沱矣。」（『詩』小雅・漸漸之石）。「滂沱」とは、ただ大雨が降るといふ様子だけでなく、水がたまって河が決壊するという意味もある。よつて、この箇所は、大雨が降つて害をなし、増水して膝に至つたが、大水は時を移さずして退き、未だ災害を引き起こしてないという状態を指すとする。侯乃鋒説と林志鵬説とは、

釈読に相違はあるが、大雨が降ったとの解釈自体に違はない。

(3) 日差亦不為災……原釈文は「復日」作内不為災」と釈読する。「内」とは、朝廷内または冠婚喪祭のことを指すとするが、それでは文意が飛躍する。

それに対して、陳劔は「日差亦不為災」とし、「日」を「日」、「旗」を「差」とし、「日差」とは、日食のことを指すとする。季旭昇もこれに従う。ここでは、この解釈に従った。

なお、異説として、劉信芳は「螟蚱亦不為災、蝻蝻亦不為害」と釈読し、「日旗」を「螟蚱」として、いな(稲)の害虫)による害を指すとする。林志鵬もこれに従う。

(4) 公蠹亦不為害……原釈文では、「公昆亦不為害」とし、「公昆」は「公衆」であり、一般人民を指すとする(「昆小蟲抵蝼」(『大戴礼記』夏小正)、「昆者衆也」(伝))。しかし、ここでの「公」は公衆ではなく桓公を指すであろう。

陳劔は、「公蠹亦不為害」とし、「蠹」はある種の疾病であるとして、桓公のある種の疾病とは害を為さなかった、の意であるとする。さらに張富海は、「公蠹亦不為害」

とし、「蠹」を「瘡」すなわち「癩」として、肢体が麻痺するの意とする(「瘡、渠軍切、癩也」(『玉篇』)。季旭昇も、「公蛄亦不為害」として、国君の手足の麻痺もまた災難を引き起こさなかった、と解釈する。ただし、桓公が肢体が麻痺する病を発症したことは、前文に見られないため、欠簡がある可能性がある。これらの解釈に従って、「公蠹亦不為害」とし、桓公の疾病は害を為さなかった、と解釈した。

なお、異説として、劉信芳は、「蝻蝻亦不為害」とし、「公蠹」は「蝻蝻」、すなわち虫の害を指すとする。つまり、劉信芳は「日旗」・「公蠹」共に虫による害のことを指すと考えているのである。また、林志鵬は、「公」と「虹」とは音通し、「蠹」は「君」声で「暈」・「輝」と音通するとし、「虹輝」と釈読する。「虹輝」とは、虹の光のこととで、古えの人々は、虹蜺を淫邪の氣として見ていたとされる。簡文では災いとして、「螟蚱」と「虹輝」とを並び挙げているが、その用例が『新語』に見える。

世衰道亡、非天之所為也。乃君国者有所取之也。惡政生於惡氣、惡氣生於災異。螟虫之類、隨氣而生。虹蜺之属、因政而見。治道失於下、則天文變於上、惡政流於民、則虫螟生於野。(『新語』明誠)

これもまた虫の害と虹とを並びに挙げて、これらを悪政のために生じた災異としており、本文の内容と照合して証明できると、林志鵬は考えているのである。

(6) 〱……墨鉤。これ以下は留白になっているため、本文の終わりを示している。

(7) 鮑叔牙与隰朋之諫……本文献の篇題。原積文によると、この簡は、元々使用されていた竹簡を再利用したようであり、原文を削った痕跡がかすかにある。篇名は簡の下部に書かれている。

以上、陳劍の再排列案に従って、『競建内之』と『鮑叔牙与隰朋之諫』とを一文献と考えた上で訳注を試みた。しかし、『競建内之』と『鮑叔牙与隰朋之諫』とを一文献とみなすには、いくつかの問題点について検討しておくなければならない。

一つは、篇題の問題である。『競建内之』には、第一簡背面に「競建内之」と記されており、『鮑叔牙与隰朋之諫』には、第九簡下部に「鮑叔牙与隰朋之諫」とある。原積文がこれらを別篇としたのは、これらを二つの篇題とみ

なしたからであろう。しかし、陳劍・許无咎らは、「競建内之」の篇題と本文とは書き手が違うことを指摘している。あるいは、「競建内之」の四字は、もともとの篇題ではなく、別人が後に書き加えたという可能性も指摘できよう。また、『競建内之』第一簡は、そもそも本篇の冒頭簡ではない可能性もある。なぜなら、話の発端がやや唐突だからである。皆既日食となる前に、隰朋と鮑叔牙は桓公につき従ったとされるが、その前には登場人物の説明や場面設定、さらには日食が始まったとの記載があったと考えるのが自然であろう。季旭昇は、冒頭に欠簡がある可能性を指摘している。

もう一つは、字体・書法の問題である。『競建内之』と『鮑叔牙与隰朋之諫』とでは、字体・書法が異なっている。このことも、原積文がこれらを別篇とした大きな理由であろう。しかし、字体が異なると言っても、簡ごとに大きく相違しているというわけではなく、陳劍の再排列案によれば、概ね前半部と後半部とで異なるという程度の問題である。一つの文献を複数の書写者が書き分けている例としては、他に上博楚簡『周易』が指摘される。従って、この点も直ちにこれらを別篇と見る決定的な根拠とはならず、一文献を前半部と後半部で二人の書写者が分担したとの可能性が十分考えられる。

さらに注目すべきは、『競建内之』の中に『鮑叔牙与隰朋之諫』の書写者による補筆があると指摘されている点である。郭永秉は、〈競2〉〈競7〉〈競8〉に別筆が存在することを指摘する。そして、その別筆は、『鮑叔牙与隰朋之諫』の書写者によるものである可能性が高いとする。実際に両篇の字体を比較してみても、〈競8〉の別筆「也」と〈鮑1〉の「也」、〈競8〉の別筆「含」と〈鮑5〉の「含」などは、明らかに同筆と認められる。また、郭永秉は指摘していないが、〈競1〉の別筆「級」と〈鮑9〉の「級」も同筆であると見られる。何故このような別筆が存在するのかは定かではないが、『競建内之』と『鮑叔牙与隰朋之諫』とは、形制のみならず、書写者についても密接な関係を持っていると言えよう。

もつとも、これらを一文献と見なせるかどうかについては、別の視点からの考察も必要となろう。つまり、『競建内之』と『鮑叔牙与隰朋之諫』が個別に完結している可能性はないかという検討である。この問題についても、筆者はすでに一応の考察を試みているが、その点については、本文献の思想的特質や意義についての検討も併せ、改めて別稿において、論ずることとしたい。

【参考論文】

(原釈文)

馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(五)』(上海古籍出版社、二〇〇五年十二月)

簡帛網 (<http://www.bsm.org.cn/>)

・陳劍「談談《上博(五)》的竹簡分篇・併合与編聯問題」(二〇〇六年二月十九日)、『《上博(五)》零札兩則』(二〇〇六年二月二十一日)、「也談《競建内之》簡7的所謂「書」字」(二〇〇六年六月十六日)。

・季旭昇「上博五芻議(七)」(二〇〇六年二月十八日)、「上博五芻議(下)」(二〇〇六年二月十八日)、『《上博五・鮑叔牙与隰朋之諫》「母内錢器」句小考』(二〇〇六年二月二十三日)、『《上博五・鮑叔牙与隰朋之諫》「篤欵附沅」解』(二〇〇六年三月六日)。

・林志鵬「上博楚竹書《競建内之》重編新解」(二〇〇六年二月二十五日)、「積《鮑叔牙与隰朋之諫》簡三「如拈加之敬」」(二〇〇六年四月二十一日)、「積《鮑叔牙与隰朋之諫》簡二「句(从辵) 尙」」(二〇〇六年五月十一日)、『《鮑叔牙与隰朋之諫》「旁(从土) 地」、「公君(从虫)」二詞試解』(二〇〇六年六月二十六日)。

・蘇建洲「初讀《上博五》淺說」(二〇〇六年二月十八日)、『上博(五)東釈』(二〇〇六年二月二十七日)、『《上博(五)・鮑叔牙与隰朋之諫》「豎刁与易牙為相」章字詞考釈』(二〇〇六年三月十七日)、『《上博五》補釈五則』(二〇〇六年三月二十九日)。

・何有祖「上博五楚竹書《競建内之》札記五則」(二〇〇六年二

- 月十八日)、「上博五《鮑叔牙与隰朋之諫》試說」(二〇〇六年二月十九日)、「上博(五)零札」(二〇〇六年二月二十一日)、「上博五試說三則」(二〇〇六年三月九日)、「百糧重命」補說」(二〇〇六年六月七日)。
- 陳偉《競建內之》《鮑叔牙与隰朋之諫》零識」(二〇〇六年二月二十二日)、「鮑叔牙与隰朋之諫」零識(續)」(二〇〇六年三月五日)、「也說《鮑叔牙与隰朋之諫》与《管子·霸形》的对說」(二〇〇六年四月四日)。
- 范常喜《上博五·競建內之》簡2「彝」字試說」(二〇〇六年二月二十日)、「上博五·鮑叔牙与隰朋之諫」簡3「粘」字試說」(二〇〇六年三月二日)、「關於「粘」字的一点補充」(二〇〇六年三月六日)、「上博五·鮑叔牙与隰朋之諫」簡5「悟」字試解」(二〇〇六年七月七日)。
- 楊沢生「說上博簡《競建內之》短札兩則」(二〇〇六年二月二十四日)、「上博五》札記兩則」(二〇〇六年二月二十八日)、「《上博五》零札十二」(二〇〇六年三月二十日)。
- 彭浩「錢器」小議」(二〇〇六年三月一日)、「有司著作浮老弱不刑」解」(二〇〇六年三月七日)、「試說《畝纏短、田纏長、百糧董》」(二〇〇六年四月二日)。
- 劉信芳「上博藏五試解七則」(二〇〇六年三月一日)、「錢器」補說」(二〇〇六年三月三日)、「上博藏五試解續」(二〇〇六年三月二十日)。
- 魯家亮「說上博楚竹書(五)札記二則」(二〇〇六年二月十八日)、「鮑叔牙与隰朋之諫》与《管子·戒》对說札記」(二〇〇六年四月十三日)。
- 李天虹「上博五《競》、《鮑》篇校說四則」(二〇〇六年二月十九日)、「再談《鮑叔牙与隰朋之諫》中的「息」字」(二〇〇六年三月一日)。

- 劉棗賢「逮者不方」補說」(二〇〇六年二月二十日)、「說上博五《競建內之》札記」(二〇〇六年二月二十日)。
- 羅健聰「上博楚簡(五)零札(一)」(二〇〇六年二月二十四日)、「上博楚簡(五)零札(二)」(二〇〇六年二月二十六日)。
- 張富海「上博簡五帛詞兩則」(二〇〇六年五月十日)、「上博簡五《鮑叔牙与隰朋之諫》補釋」(二〇〇六年五月十日)。
- 袁金平「說《上博(五)》札記三則」(二〇〇六年二月二十六日)。
- 周波「上博五札記(三則)」(二〇〇六年二月二十六日)。
- 張振謙「上博(五)札記二則」(二〇〇六年二月二十七日)。
- 郭永秉「關於《競建》和《鮑叔牙》的字體問題」(二〇〇六年三月五日)。
- 唐洪志「上博(五)札記(兩則)」(二〇〇六年三月八日)。
- 侯乃鋒「上博(五)几个固定詞語和句式補說」(二〇〇六年三月二十日)。
- 王三峽「貴尹」試解」(二〇〇六年三月二十八日)。
- 劉國勝「上博(五)零札(六則)」(二〇〇六年三月三十一日)。
- 趙平安「進芋明(从人)子以馳于倪廷」解」(二〇〇六年三月三十一日)。
- 陳斯鵬「說《上博竹書(五)》小記」(二〇〇六年四月一日)。
- 董珊「阮校《孟子》与《鮑》簡对說」(二〇〇六年四月二日)。
- 单育辰「上博五短札(三則)」(二〇〇六年四月三十日)。
- 尚賢「小議上博簡《鮑叔牙与隰朋之諫》中的虚詞「凡」」(二〇〇六年五月十三日)。
- 蕭聖中「上博竹書(五)札記三則」(二〇〇六年五月十七日)。
- 高佑仁「談《競建內之》兩処与「書」有関的字」(二〇〇六年三月一日)。

六月十三日)

簡帛研究 (<http://www.jianbo.org/>)

・許无咎「上博楚竹書(五)《競建內之》篇札記」(二〇〇六年二月二十五日)

『新出楚簡國際學術研討會 會議論文集(上博簡卷)』(哈佛大學燕京學社・武漢大學中國傳統文化研究中心・武漢大學簡帛研究中心・武漢大學哲學學院・武漢大學歷史學院・武漢大學孔子與儒學研究中心・武漢大學中西比較哲學研究中心編、二〇〇六年六月二十五～二十九日)

・趙平安「上博藏楚竹書《競建內之》第9至10号簡考弁」

・季旭昇「《上博五·鮑叔牙與隰朋之諫》試詠」

・彭浩「鮑叔牙與隰朋之諫」考釈二則」

・李守奎「鮑叔牙與隰朋之諫」補釈一

・袁國華「《上海博物館藏戰國楚竹書(五)·鮑叔牙與隰朋之諫》

——「錡(伐)器」·「滂沱」考釈」

・郭梨華「《鮑叔牙與隰朋之諫》中有關「日食」探求——兼論《管子》的編聯與結構」

・何琳儀「費尹求意」

・劉信芳「上博藏五試解四則」

・劉國勝「《上博(五)》零札(五則)」

・廣瀨薰雄「何謂「競建內之」

・侯乃峰「上博(五) 幾個固定詞語和句式補說」

・歐陽楨人「《上博簡五》學術價值考論」

〔附記〕

本稿執筆後、筆者は二〇〇六年十月九日に東京グリーンホテル御茶ノ水で行われた戦国楚簡研究会の第三十回研究会にて本稿に関する発表を行った。その際に、浅野裕一先生(東北大学大学院環境科学研究科教授)、湯浅邦弘先生(大阪大学大学院文学研究科教授)、福田哲之先生(島根大学教育学部教授)、竹田健二先生(島根大学教育学部助教授)、菅本大二先生(梅花女子大学文化表現学部助教授)の諸先生よりコメントをいただき、それを参考にして補足・訂正を行った。